政府筋･経団連等の動向

２０２３年　５月１５日

社）ＳＣＣＣリアルタイム経営推進協議会

兼子　邦彦

１．経団連「サプライチェーン委員会」

２．「Ouranos Ecosystem
（ウラノス エコシステム）」

１．経団連「サプライチェーン委員会」

経団連 サプライチェーン委員会 企画部会
次　第

2023年４月18日（火）10:30～11:30
Zoomミーティング
（ID：947 3025 2675／パスワード：456356）

１．開　会
企画部会長　　藪　　重　洋

２．ご説明
「企業間取引のデジタル化の未来」
デジタル庁デジタルアーキテクト（フィンテック統括担当）
大久保　光　伸　様
デジタル庁 国民向けサービスグループ 企業間取引担当 企画官
三　田　哲　也　様

＊大企業の管理職約30名が参加

企業間取引のデジタル化の未来

デジタル庁

2023年4月18日

国民向けサービスグループ
大久保　光伸
三田　哲也

経済社会のデジタル化

（企業間取引のデジタル化状況に関する調査）

調査趣旨

- 「企業間取引のデジタル化状況に関する調査」調査概要

調査方法：書面調査とウェブアンケートの併用

実施期間：令和５年１月 30 日～同年２月 17 日

回答者：財務部門・財務システム担当部門の担当者

【発送数・有効回答数（有効回答率）】

企業群	定義	発送数
① 大企業	小規模事業者及び中小企業に該当しない事業者で、①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）、②卸売業、③サービス業、④小売業を東京商エリサーチ保有データベースの比率に合わせた件数を各業種ごとに無作為抽出	6,000件
② 中小企業	中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第1号から第4号に規定される事業者で、①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）、②卸売業、③サービス業、④小売業を東京商エリサーチ社保有データベースの比率に合わせた件数を各業種ごとに無作為抽出	10,000件
③-1 小規模事業者	中小企業基本法第2条第5項に規定される事業者で、①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）、②卸売業、③サービス業、④小売業を東京商エリサーチ保有データベースの比率に合わせた件数を各業種ごとに個人企業2,000社、法人8,000社を無作為抽出	8,000件
③-2 個人事業主		2,000件
合計		26,000件

決済手段の利用状況

・銀行振込が最も普遍的な支払・入金手段として利用されている傾向。
・支払手段としての法人クレカ決済の利用割合は増加傾向（2021年には中小企業以下で19%程度

※（公財）全国中小企業振興機関協会 2021年度下請中小企業・小規模事業者等活性化調査研究等事業

① 支払い

銀行振込

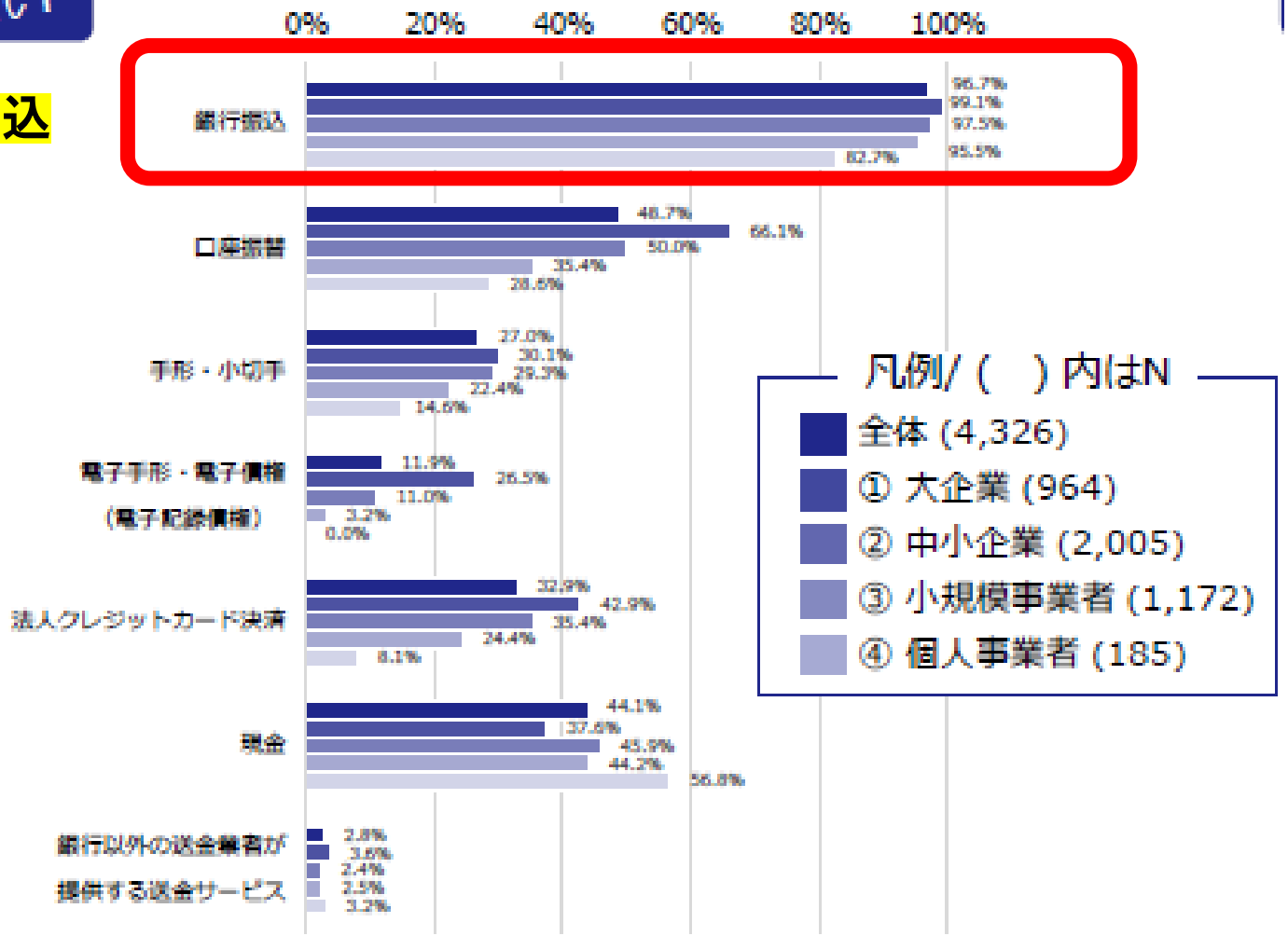

銀行振込における決済指示の方法

- 銀行振込における決済指示手段として、最も利用されている手法はIB。
- 中小企業以下では都度画面を入力する方法が多く利用されており、決済電文データを事業者が別途作成し、IBによりファイルをアップロードする比率は高いとは言えない。

（参考）法人インターネットバンキング契約率は、中堅・中小企業以下で90.7%、小規模企業においても87.1%（金融庁(2022) 企業アンケート調査）

Q 貴社が実施する銀行振込における、決済指示の方法について、当てはまる選択肢番号に全て○を記入してください

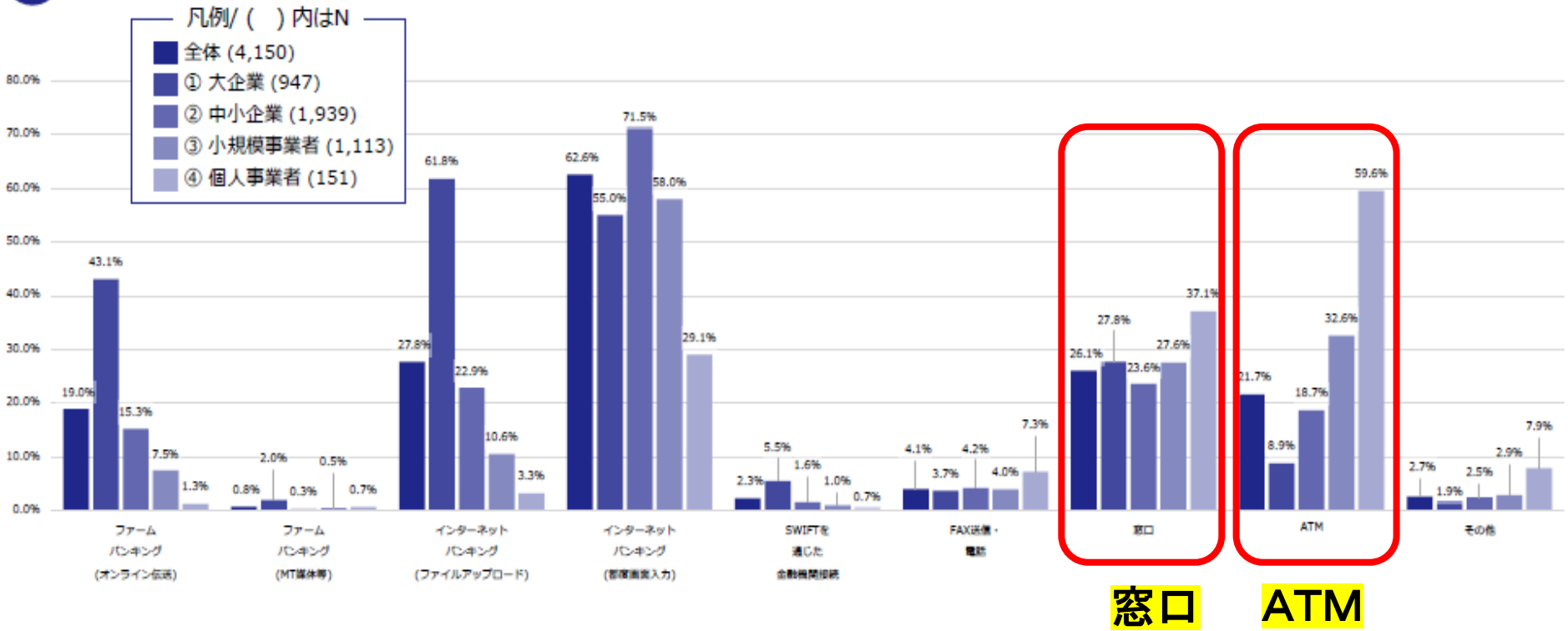

入金確認の方法

- 小規模事業者以下においては、通帳記帳による入金確認の利用が最も多い。
- 大企業や中小企業ではIBの利用が多くみられるが、画面表示情報を基とした入金確認が多く利用されている。
- 決済指示時よりもアナログな手法が利用されやすい傾向。

Q 貴社が実施する銀行振込における、入金確認の方法について、当てはまる選択肢番号に全て○を記入してください

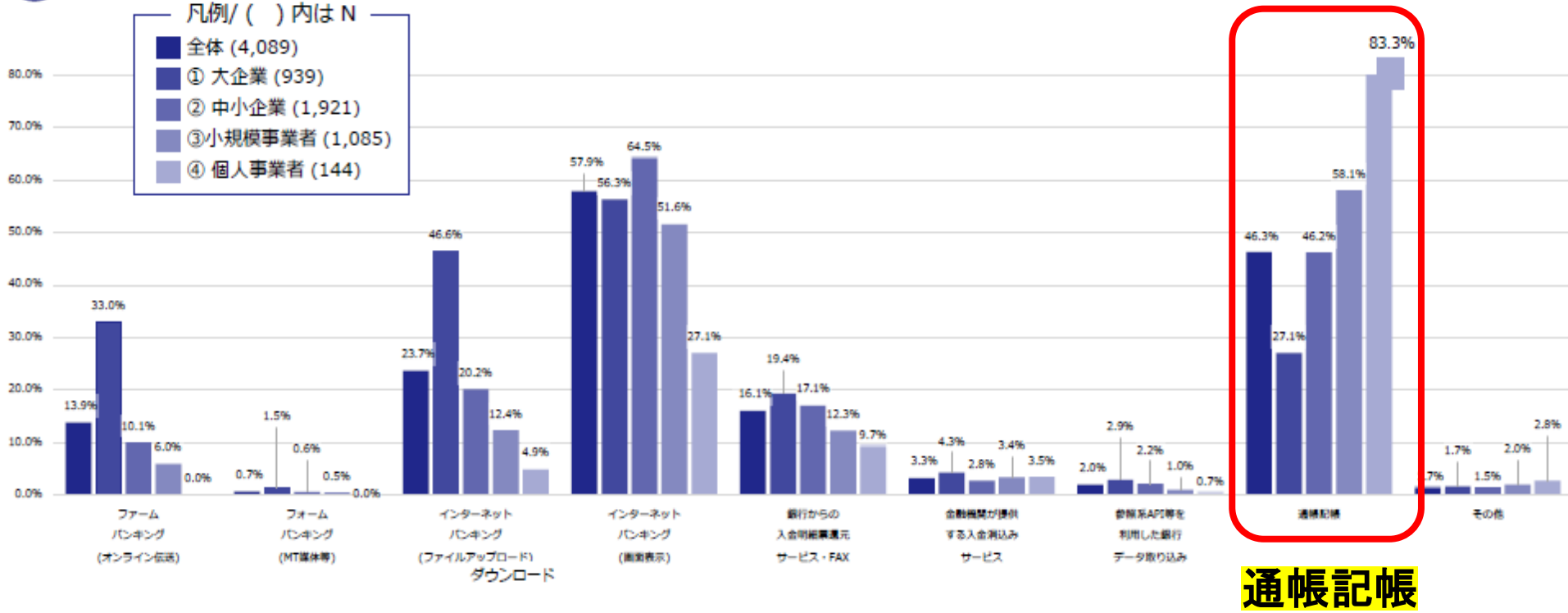

通帳記帳

経済社会のデジタル化
（企業間取引）

DADC「契約・決済プロジェクト」で検討

請求・決済データ連携における協調領域と考えられる対応

- 助成プロジェクトの公募結果を踏まえると、**ZEDIがデジタルインボイス（JP PINT）に関連するソフト・サービスに組み込まれ、デジタルインボイスの導入を契機とした請求・決済のデータ連携の実現に向けた取組が進展しつつある状況**
- こうした流れを持続的なものとするため、請求・決済のデータ連携における協調領域と考えられる対応を以下のとおり整理

① 請求領域のデータ標準化（JP PINT）を受け、ベンダーの開発負担軽減・**相互運用性を実現するための決済領域のデータ標準化（金融EDI情報標準の策定）**（検討状況は後述）
② 複数の金融機関の取引を有する企業の事務負担軽減、**多画面問題を解消させるためのサービス**
③ **企業のデジタル化・DX化を促進するための対応**（金融機関による、取引先企業のデジタル・DX支援等）
④ 受発注・請求から決済へのデータ連携に係る**ロールモデルの創出と横展開**
⑤ **ベンダーによる請求・決済データ連携開発の促進とデータ連携に係る企業に対するインセンティブやエンフォースメント**（各企業の取組みにとどまらず、業界単位等面的な促進が必要）

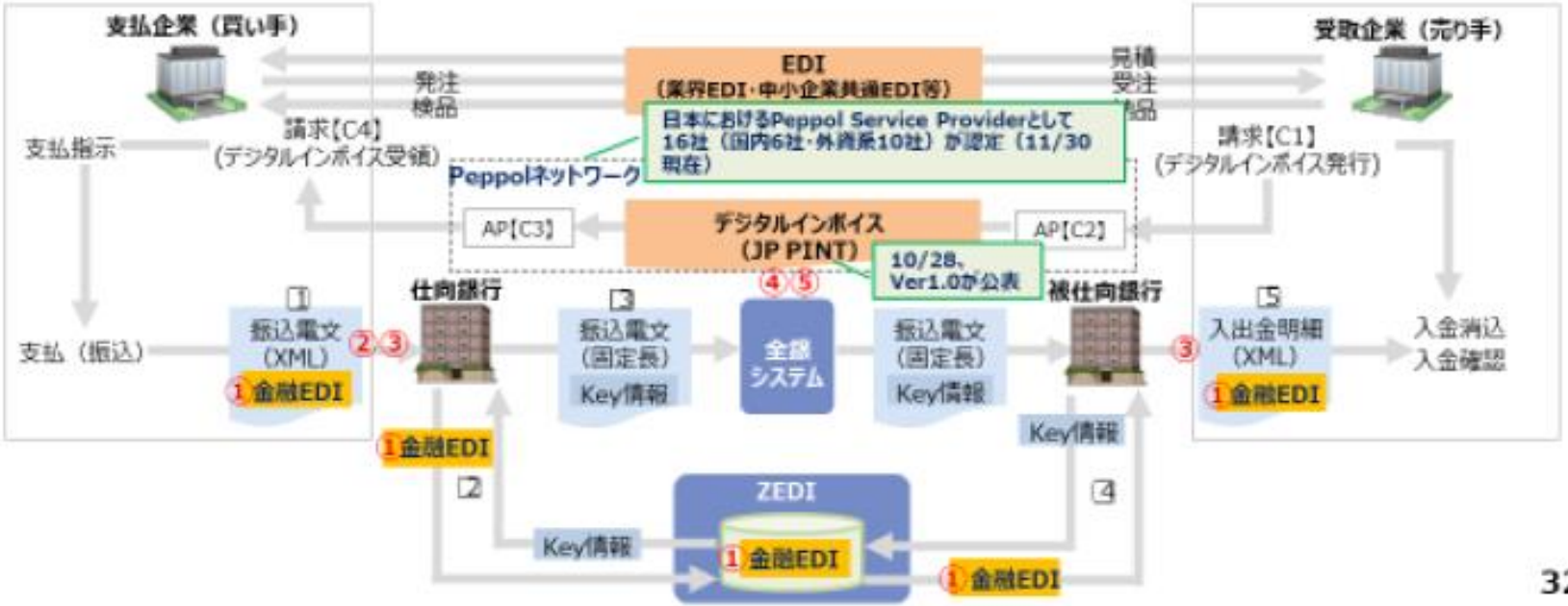

主要な請求標準・決済標準間のデータ連携に向けた取組状況

Peppolの実装を担うEIPA、主要な決済手段である振込を担う資金決済インフラ運営者である全銀ネットを交え、2月22日に、消込に必要なキー項目や運用ルール等を整理する会合を実施。

＊インボイス対応で全銀EDI(ZEDI)との連携を検討：DI－ZEDI

経済社会のデジタル化

（官公需取引）

政府相互運用性フレームワーク (Government Interoperability Framework GIF)

GIFは、データの相互運用性を担保する観点からデジタル庁が策定した技術的体系を指す。

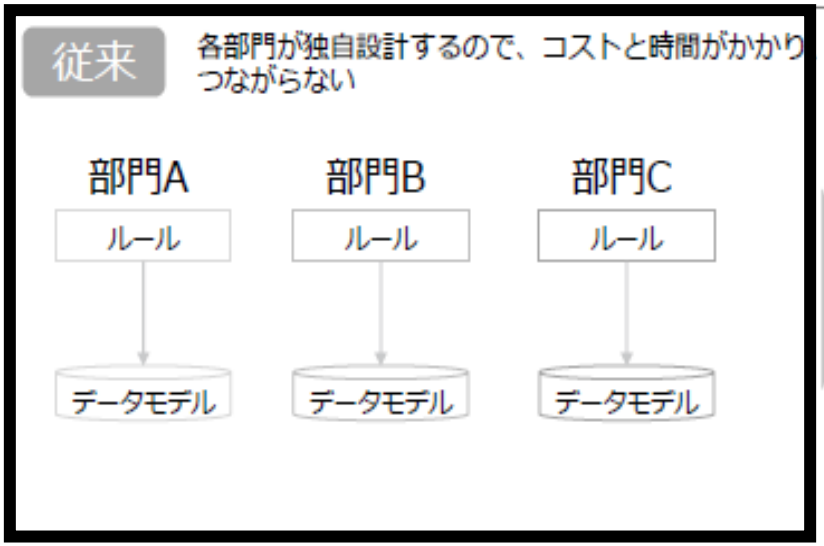

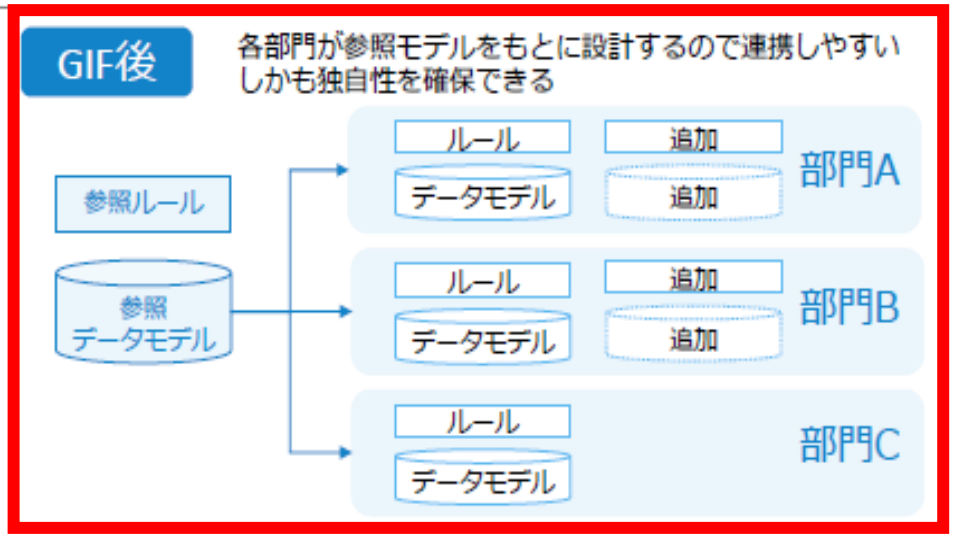

GIF金融分野における入金消込DM策定の基本コンセプト

PEPPOL/DI-ZEDIデータモデルをベースに、異なる請求標準や決済手段を利用する場合であっても共通して利用可能なデータ標準等を特定することで、請求・決済間の広範なデータ連携が実現
当該データ標準等をGIF金融分野における入金消込DMとして策定することを検討中

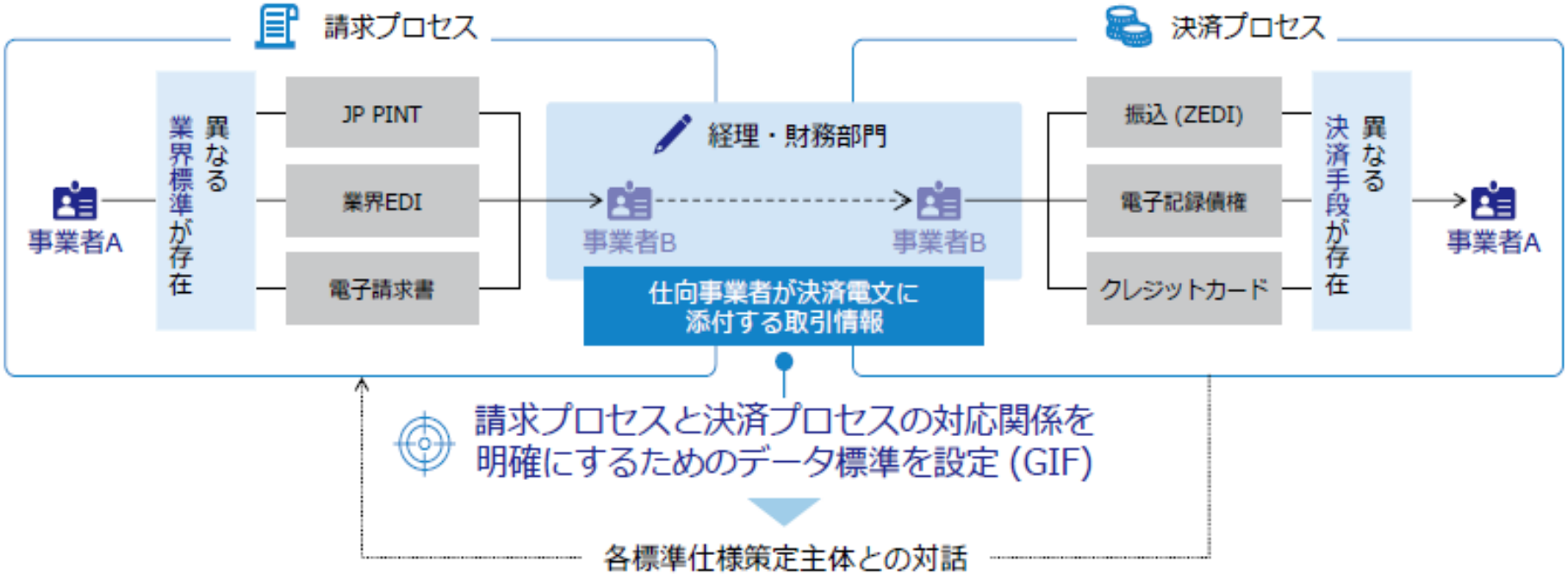

想定適用対象

1 官公需取引

2 BtoB取引 (NEDO実証事業、中小企業庁実証等)

GIF金融分野入金消込DMの策定に向けた検討事項

3月から4月にかけて、関係するベンダ、ネットワーク提供事業者、決済手段提供事業者とともに、IPA-DADCにおいて、入金消込DMの検討及び普及に向けた施策検討（決済テクニカルミーティング）を実施。

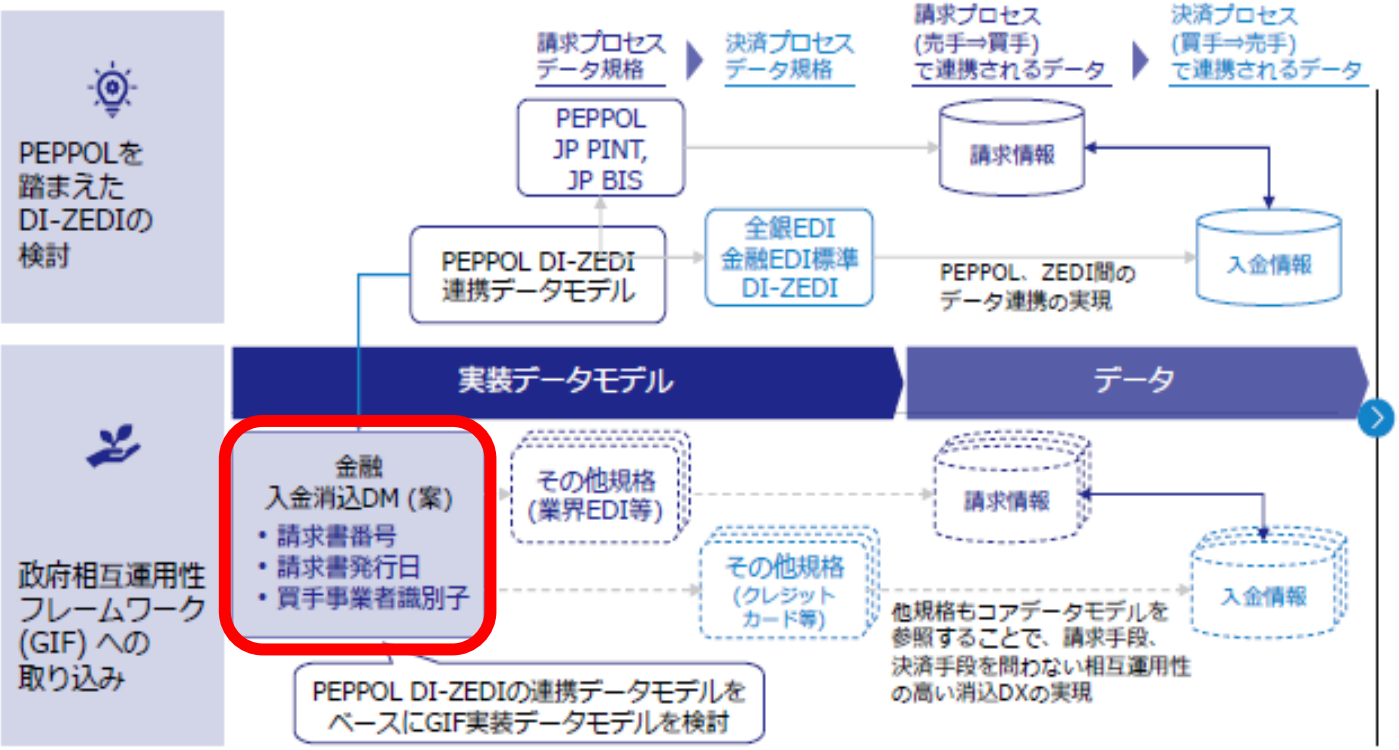

決済TMでの実施事項

技術的要素

論点A　PEPPOL/DI-ZEDIの相互運用性を確保するためのデータモデル(キー項目、運用ルールなど)の在り方について

論点B　PEPPOL/DI-ZEDIデータモデルをベースに、GIFに取り込むべき請求・決済他標準の範囲、及びデータモデルについて

普及施策

論点C　入金消込DMのGIF参照データモデルとしての普及施策について

GIF金融分野の拡張に向けた今後の取り組み

金融GIFにおいては、10月のインボイス制度開始を踏まえ、入金消込DMを先行策定
今後、標準化により取引コスト削減が見込まれる規制分野や官民取引分野、また標準化により民間において
ビジネス開発が見込まれる分野等を特定し、GIF金融分野を拡張すべき領域について予備的検討を実施中

GIF金融分野

検討中

入金消込
- 今次策定

規制対応
- Regulatory Reporting 記載項目

官民取引
- 国庫金振込通知
- キャッシュレス基盤
- 公金給付金

口座情報の標準化
- 口座情報のオープンデータ化、地方創生モデルの推進
- 金融データ活用推進協会との連携

官公需業務プロセスの現状と関連するシステムの概要

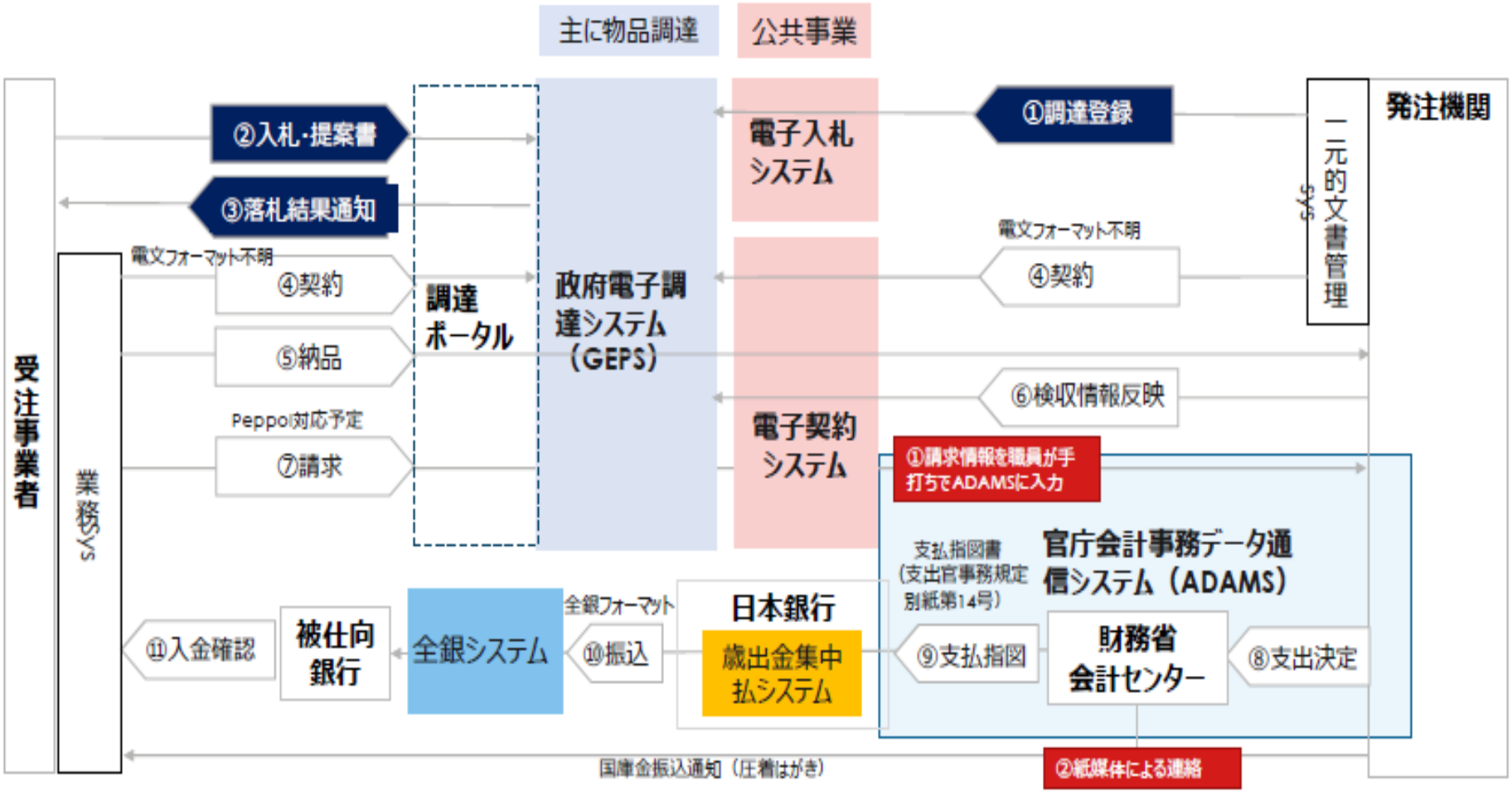

国庫金振込通知とは

センター支出官／官署支出官は、支出官事務規定に従い「国庫金振込通知書」を圧着はがきにて支払先へ送付している。振込を行った旨と金額の通知は担っているが、請求書番号やどの契約に紐づく入金かの情報の記載がない。

支出官事務規定

第三十七条 センター支出官は、日本銀行に振込み又は送金による支払をさせるときは、別紙第十四号書式による支払指図書を作成し、これを日本銀行本店に交付し、又は送信しなければならない。

② センター支出官は、前項の規定により支払指図書を交付し、又は送信したときは、官署支出官と同一の官署に勤務する職員に対する旅費及び児童手当、年金等、国庫の支弁に属する恩給の給与金、老齢福祉年金、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の月割額並びに退職手当等に係る所得割の特別徴収税額の振込み並びに外国送金の場合並びに第十六条第二項の規定により官署支出官が適宜の方法により受取人に振込みをした旨の通知をする場合を除き、その旨を適宜の方法により当該振込みの受取人に通知し、又は同条第三項の規定により官署支出官が国庫金送金通知書を受取人に送付する場合を除き、別紙第十五号書式による国庫金送金通知書を当該送金の受取人に送付しなければならない。ただし、電信による送金の場合においては、電信でその旨を通知しなければならない。

（出所）支出官事務規程 | e-Gov法令検索

国庫金振込通知を用いた入金消込に係る課題

国においては、財政法第二十三条の通り"項"に区分して予算が作成され、同法第三節に沿って予算が執行される。
科目単位に予算が成立・執行されるという官公需特有の理由から、以下のように請求と支払が１：１とならず、
事業者の入金消込に不都合が生じる原因となっている。

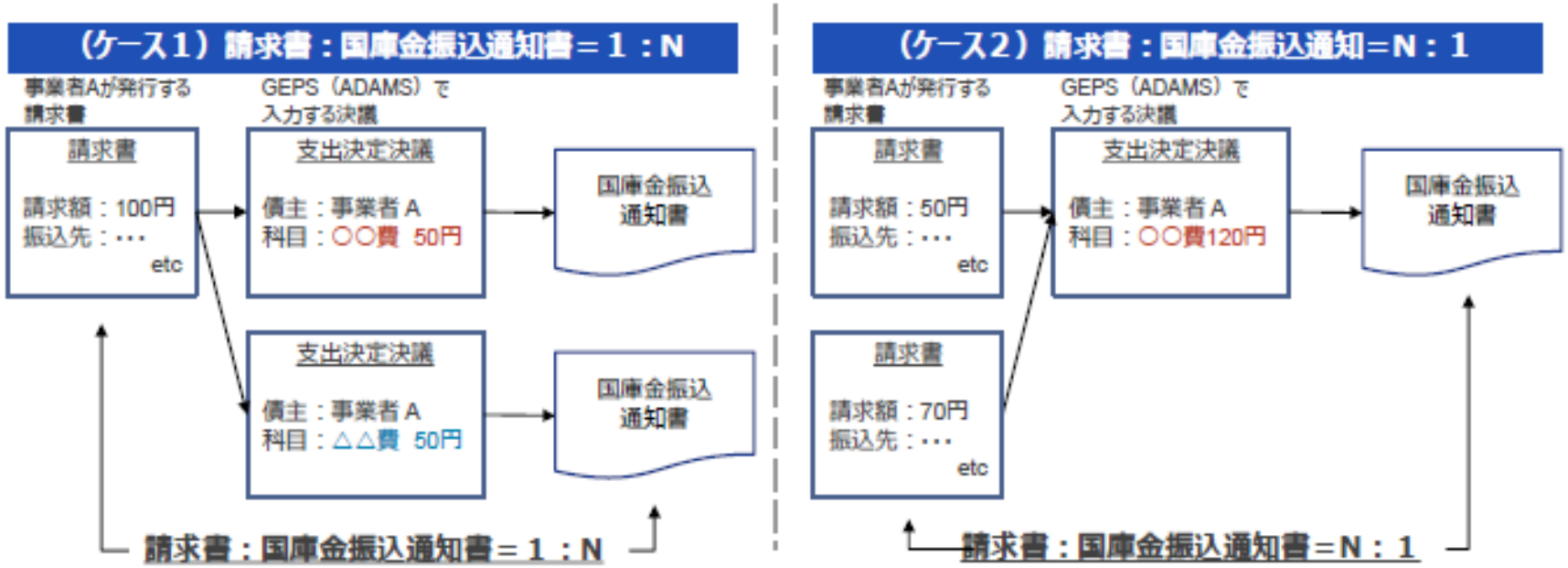

! １枚の請求書に対し複数の科目で支払う必要があり、国庫金振込通知が分割されてしまう

! 複数の請求書であっても、同一科目で支払う場合に振込手数料への考慮等から支払う単位が合算され、国庫金振込通知が集約されてしまう

国側都合で請求に対する支払が分割・集約され、事業者は入金と請求の紐づけに苦労を要する

（※）請求：支払がN：Mになる場合はさらに困難になる

業務プロセスのデジタル化による想定効果

業務プロセスのデジタル化により、解決される現状の課題は以下の通り。
各種課題について、関連省庁及び民間事業者に定量情報・その他付随課題についてヒアリングを実施中。

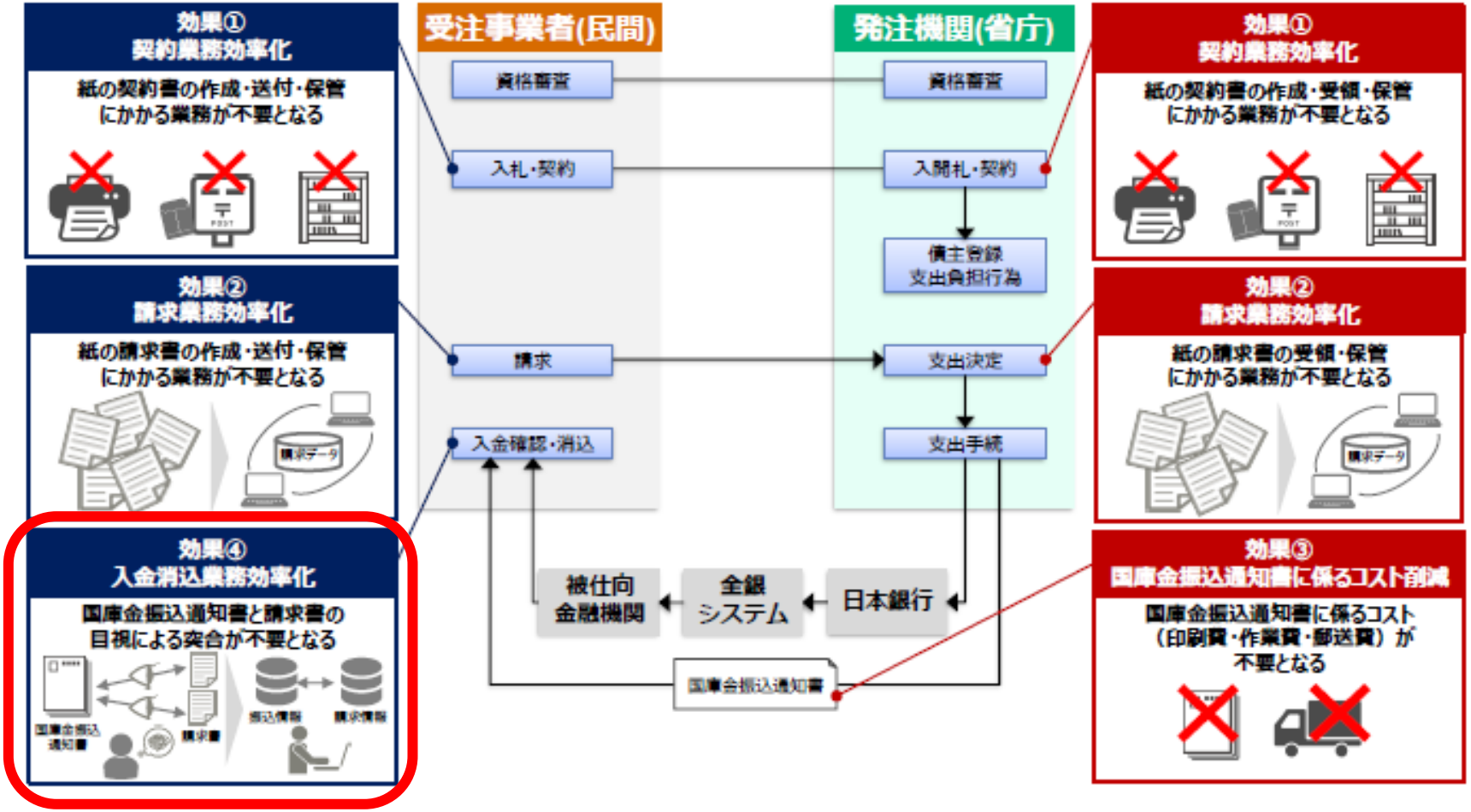

経団連「サプライチェーン委員会」企画部会での質疑応答

兼子：（他に質問者おらず一番目の質問）
政府相互運用性フレームワークにおいて、「入金消込」を先行するとしていますが、政府調達の一番の問題点は、「入金消込」では無く、「金流が悪い（支払が遅い）」ことであると指摘しました。
民間においては、「回収は早く、支払はなるべく遅く」が基本となっており、「回収も支払も早く」するためにも、政府調達の「金流を良く」する必要があります。

大久保（デジタル庁）：（経団連からの意見と認識）
「河野大臣からも言われているので、金流も考慮する」との回答でした。

２．「Ouranos Ecosystem
（ウラノス エコシステム）」

【参考】G7デジタル・技術大臣会合における合意事項等

4月30日にG7デジタル・技術大臣会合において、①**各国・地域で企業や産業を跨ぐデータ連携基盤などの取組みが進む中で、こうしたデジタルインフラの国際的な相互運用性の確保に取り組むことに合意**した。本会合にあわせて、国内のデータ連携イニシアティブである「ウラノス・エコシステム」を立ち上げた。②ガバナンスイノベーションについて、新興技術の社会実装に向けて、イノベーションに親和的なガバナンス、いわゆるアジャイルガバナンスの5原則、すなわち、**法の支配、適正手続き、民主主義、人権尊重、イノベーションの機会の活用について合意**した。

データ連携基盤等のデジタルインフラの相互運用性の確保

閣僚宣言抜粋（仮訳）

我々は、新興技術と革新的なガバナンモデルにより加速化するデジタル・イノベーションが、包摂的な経済成長や人々の幸福につながる持続可能な社会を実現する力があることを認識する。我々は、また経済全体のサイバーやデジタルスキル開発の重要性を確認する。サイバー・フィジカル・システムの統合や IoT 技術を含むその主要コンポーネントなどの新興技術の恩恵を十分に活用するため、新興技術の社会実装や、技術自体へのセキュリティの組み込み、**デジタルインフラを構成する技術の国内及び国際的な相互運用性の確保に取り組む**。

西村経済産業大臣とEUベステアー欧州委員会上級副委員長の会談

経済社会のイノベーションと新興技術の推進に係る方向性について議論するとともに、日EUそれぞれで検討が進む半導体分野やデータ連携における日EU協力について意見交換を実施。ウラノス・エコシステム及びGaia-Xの連携について方向性が一致した。

アジャイルガバナンスの5原則

閣僚宣言抜粋（仮訳）

我々は、破壊的な新興技術の急速なイノベーションは、経済を成長させ、気候変動やパンデミック、高齢化の影響といった様々な社会課題に対応できる一方で、そのようなデジタル技術のガバナンスや、誤用への対処を含む社会的影響の検討を必要とすることを共有する。この点について、**我々はイノベーションの機会を活用しながら、法の支配、適正手続き、民主主義、人権尊重の原則を運用できる、機動的かつ柔軟で、より分散化した、マルチステークホルダーが参加するアジャイルガバナンスやその法的フレームワークの必要性を承認**する。我々は人間中心の、持続可能で、強靭な社会を実現することを目指し、デジタル化社会のためのガバナンスに関するタスクフォースからのインプットに基づき、このアジェンダについての共通アプローチの必要性を承認する

DXサミット（G7デジタル・技術大臣会合の公式官民会合）

Ｇ７各国の専門家や産業界の代表者で組織されたタスクフォースから、急速なデジタル化に対応するためには、ガバナンスの側も、デジタル技術を活用しながら、技術の進展や状況の変化に応じて機動的・柔軟に刷新されることの必要性について提言が出され、西村経済産業大臣からは、大臣会合で提言を踏まえた議論を行う旨を発信した。

我が国のデータ連携に関する取組をOuranos Ecosystem（ウラノス エコシステム）と命名しました

2023年4月29日

経済産業省は、社会課題を解決に必要な、企業や業界を横断しデータを連携・活用するデータ連携に関する取組の名称を決定しました。

担当

商務情報政策局 情報経済課長 須賀

Ouranos Ecosystem

中小企業庁・デジタル庁・デジタル田園都市国家構想等の「データ連携基盤」が、「Ouranos Ecosystem（ウラノス エコシステム）」に統一されました。

「ウラノス」はラテン語“天空の神”で、業界や国境をまたいだ「データ連携」と「データ利活用」の枠組みだそうです。担当は、情報経済課須賀千鶴課長（SCCC育ての親）です。

名前が決まっただけで、中身はまだ白紙状態です！

Ouranos Ecosystem

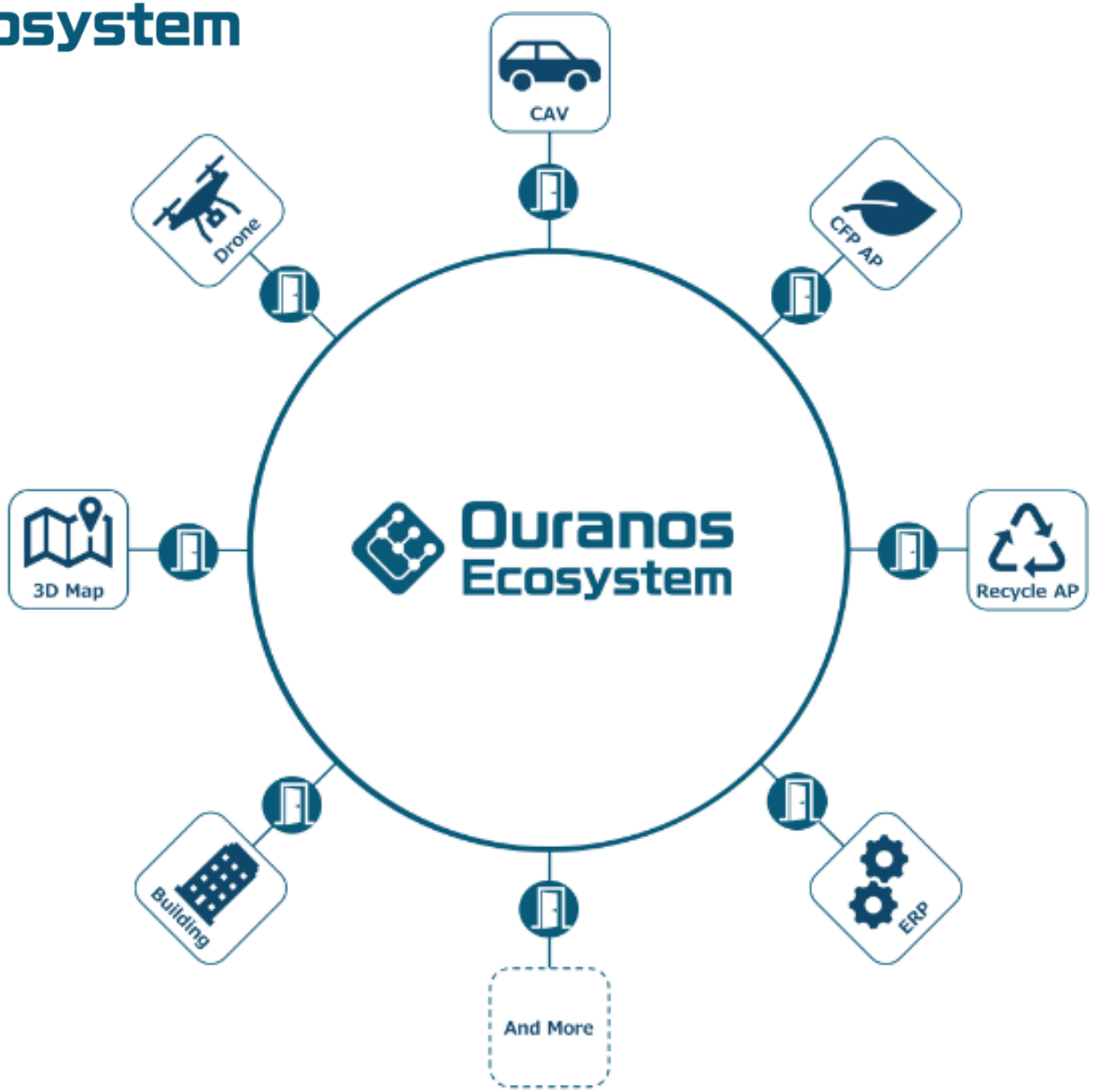

データスペース構築の進み

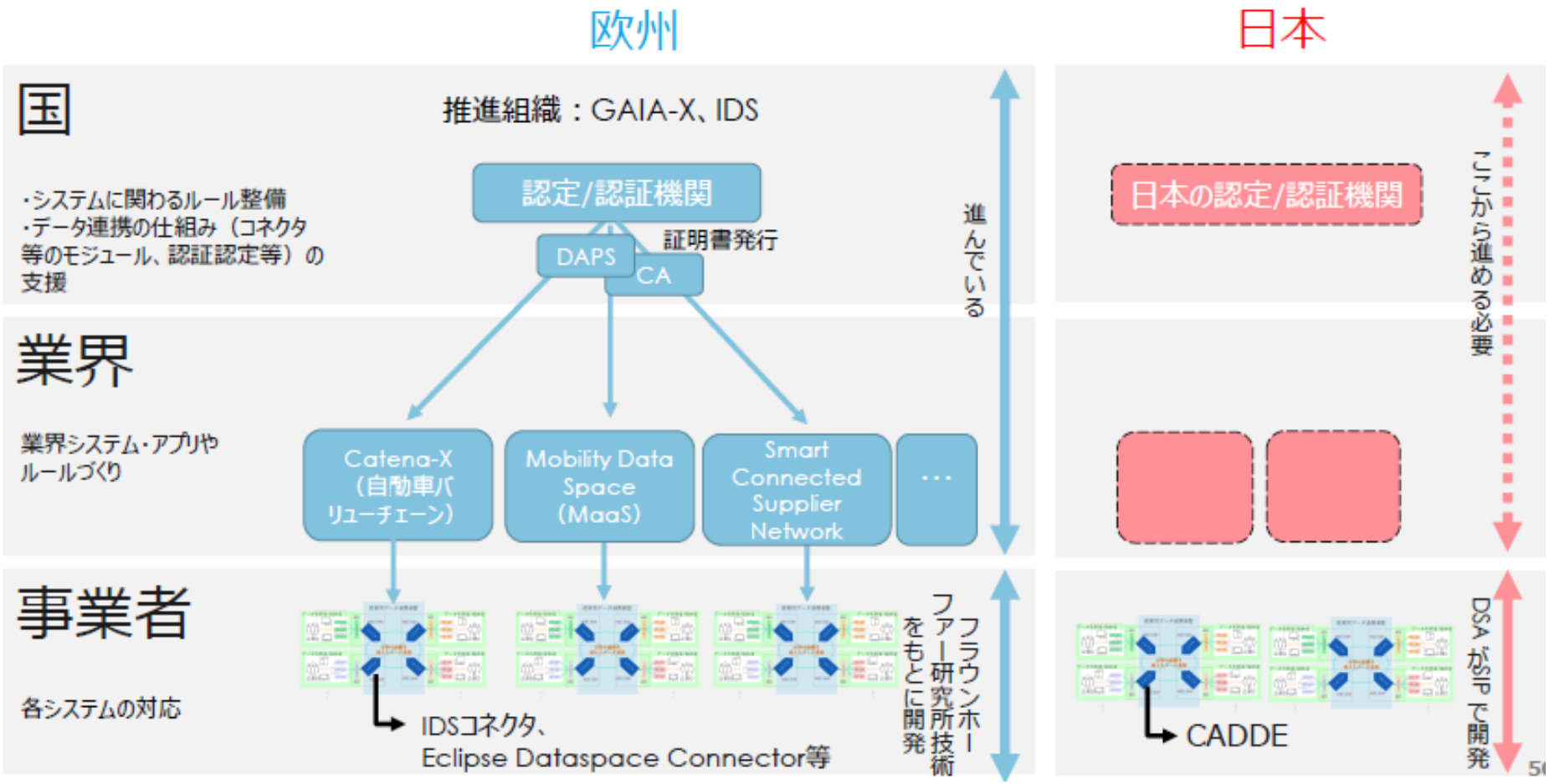

・デジタル田園都市国家構想で検討している「データ連携基盤」

ウラノス・エコシステムの概要

我が国において、産学官をあげた体制を構築し、**企業、業界、国境を跨いだデータ連携・利活用の実現を目指すイニシアティブとして「ウラノス・エコシステム（Ouranos Ecosystem）」**を立ち上げた。

データ連携・利活用のイメージ

ステークホルダー関係・成果物のイメージ

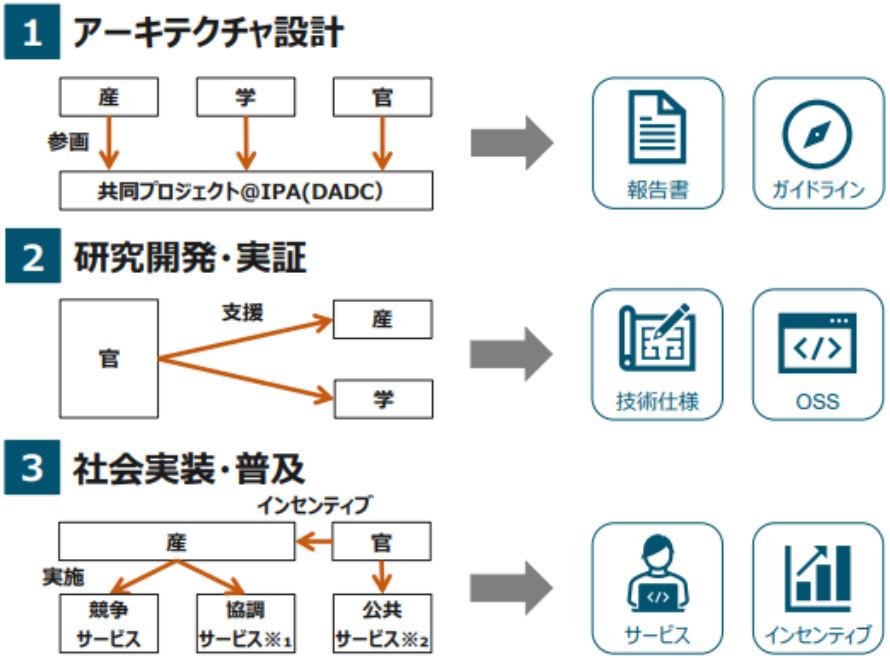

※1 公益デジタルプラットフォームの整備・認定等を実施。産業界における運営主体の創設が必要。
※2 技術仕様・OSSその他公共性の強い共通サービスの提供等を公的機関としてIPAが実施。

SDGs経営

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です